

# 八王子市立第一中学校 令和七年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

## 学校のいじめ防止等の基本的な考え方

保護者・地域向け学校作成資料

### 法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法 (H25)  
いじめ防止等のための基本的な方針 (H29 改定)  
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (H29)  
不登校重大事態に係る調査の指針 (H28)
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例 (H26)  
東京都いじめ防止対策推進基本方針 (H26)  
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】(R3)
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例 (H29)  
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針(R3.2月改定)

### 八王子市立第一中学校 いじめ防止基本方針

#### ○いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・いじめの加害生徒を含む全校生徒に対して「いじめは絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
- ・いじめの被害生徒を徹底して守り通す。
- ・学校いじめ対策委員会を中心に教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

#### ○令和七年度の重点項目

- ・道徳教育等の充実・未然防止や早期発見のための措置・SNSを通じて行われるいじめに対する対策の推進

### 令和七年度のいじめの防止等に向けた課題

- ・全教員が「学校いじめ防止基本方針」に示された内容をしっかりと共有し把握する。
- ・生徒たちの自己肯定感を育み、自尊感情をもてるよう適切な指導を行い、日常の授業から生徒同士の話し合いによる合意形成や意思決定の場を多く設定していく。
- ・保護者への「子ども見守りシート」の活用についての周知を一層徹底する。

## いじめの防止等に関する校内体制

### 学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週月曜日 8時50分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学年主任、養護教諭、SC  
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議と全体周知、いじめの解消判断、校内研修の計画、

### いじめ対応の流れ

- ①いじめの情報のキャッチ、発見  
※いじめられた生徒を守る・学校いじめ対策委員会の招集（管理職に報告）
- ②正確な実態把握  
※当事者双方、周囲の生徒から聴き取り・教職員の情報共有
- ③指導体制、方針の決定（関係機関との連携を図る）
- ④生徒への指導・支援、保護者との連携 ⑤その後の対応（見守り）

### いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 3日 職員会議にて「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 5月 7日 配慮を要する生徒の共通理解のための研修
- 7月18日「重大事態の理解と対応」  
・早期発見、早期対応のために。  
（東京都教育委員会「いじめ総合対策」を活用）
- 10月22日「いじめへの組織的な対応」  
・小中一貫教育の日に情報交換

## いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

### いじめの防止等に関わる授業

- ①特別の道徳
- ②総合的な学習の時間  
ソーシャルスキルトレーニング
- ③学級活動
- ④体育大会・合唱コンクール・校外学習・宿泊行事等  
に向けた取り組み
- ⑤学級委員会など生徒の企画による道徳

### SOS の出し方に関する授業

- ①アンガーマネジメント
- ②特別の教科道徳
- ③SNS 講座
- ④SC による1年生の全員面接
- ⑤年5回のいじめアンケートの実施

### いのちの大切さを共に考える日の取組

- ①全校集会（放送）を通して、校長からいのちの大切さを共に考える日の講話を実施
- ②赤ちゃんふれあい事業
- ③がん教育
- ④道徳授業における共通テーマ「指導の工夫改善と他の教育活動と連携し、自他そして地域や社会を大切にす態度の育成。」による全体指導

### 生徒の自己肯定感を高める取組

- ①全学年ハイパーQUの実施と活用
- ②生徒会活動や学級活動の充実と活発化
- ③体育大会・合唱コンクール・校外学習・宿泊行事に向けて生徒同士の話し合いによる合意形成
- ④部活動の充実

## 保護者・地域・関係機関との連携

### 保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等いじめ対策について説明する。
- ・子ども見守りシートの全生徒の回収及び活用を図り、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。
- ・不登校傾向の生徒への丁寧な対応、保護者との連携を図る。

### 地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を共有し議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校がいじめ防止等の取組を周知する。

### 関係機関

- ①生徒や家庭へ相談窓口の一覧を適時（長期休業前は必ず）周知する。
- ②事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議を開くなど、連携して対応する。
- ③学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。